

(1) 在南市独乙大使領事務所
口出シ書込
1949年11月25日
大田隆吉
東京

S 1.110-49 - 402

0005

REEL No. A-0251

0005

アジア歴史資料センター

秘

昭和13 二五九八 暗

上海 一月廿九日後發
本省 三十日前着

亞、歐

廣田外務大臣

岡本總領事

第三三三號

南京發本官宛電報

第七二號

「ローゼン」獨逸書記官ヨリ半公信ヲ以テ獨逸大使館關係ノ被害狀
況ニ付(イ)事務所ノ分三十一弗六十五仙及自轉車三臺(ロ)「ローテン」
シユラーサル」居宅ノ分三百十二弗(ハ)「ローゼン」居宅ノ分自轉車
一臺及十弗(ニ)「スベングラー」居宅ノ分酒二十四瓶及九十一弗五十
五仙(以上ハ(ロ)ノ酒ヲ除クノ外使用支那人所有品ノ被害ナリ)ニシ

電信寫

テ自轉車ハ現品ヲ以テ他ノ被害ハ現金ヲ以テ補償セラレ度キ旨及「
シヤーフエンベルグ」書記生ノ居宅ハ甚タシク掠奪セラレ居ルニ付
別ニ請求ヲ爲スヘキ旨申越セルニ付二十五日本官「ロ」ニ對シ大使
館關係ノ分ハ至急解決シ度キニ付「シヤ」書記生ノ分モ至急調査ノ
上通報アリ度キ旨述ヘ置キタリ尙「ロ」ハ居留民ノ被害補償問題ヲ
持出セルニ付個人ノ被害ニ付テハ我方ニ於テモ調査ヲ爲ササルヘカ
ラサルヲ以テ大使館關係ノ分ハ個人ノ分トハ切り離シテ至急解決シ
度キ旨述ヘ置キタリ
尙獨逸居留民ノ被害ニ付「ローゼン」ヨリ今日迄ニ申出テタルモノ
ハ二件ノミナルカ個人ノ被害ニ付テハ各地共通ノ原則ニ依リ處理ス
ルノ要アルニ付差當リ放任シ置ク方針ナリ大臣發貴官宛電報第一一
八號ノ次第モアルニ付爲念(了)

伊人ハ...

記帳

S 1.1.1.0-49

404

S 1.1.1.0-49

403

0006

秘

子 18

昭和13 四八九四 暗 上海 二月廿一日後發
本省 廿一日後着 米、歐、亞
廣田外務大臣
岡本總領事

第五八八號
本官發南京宛電報
第八五號

貴地各國大使館被害問題ニ關スル貴官段々ノ御配慮ハ軍ニ於テモ感
謝シ居ル處軍ト打合ノ結果左ノ通りニ付之ニ依リ適宜處置アリ度シ
一、米國

(1) 陳謝及保障ハ二十二日午後武官ニ於テ適當口頭ヲ以テ爲スコト
(2) 被害額ハ甲六、七九六米弗、乙及丁合計一〇、一一八支那弗、

丙二、五〇〇支那弗トシ當地米國總領事ニ支拂フコト尙貴電第
一二五號私信ノ發送及先方回答ハ貴案ニ依ルコト

(3) 貴電第一一四號公文ノ往復差支ナキコトハ既ニ御承知ノ通り
三、英國

(4) 不收取貴電第七一號ノ(二)及(四)ヲ除キ七、五〇〇支那弗ヲ支拂フ
用意アリ米國同様當地ニテ交付シ差支ナシ

(5) 亞細亞石油ノ分ハ話合進行中其ノ他ノ分ハ後廻シトスルコト
三、獨逸

貴電第一四四號ノ通り被害額ヲ當地ニテ支拂フヘキニ付右貴電ニ
依リ御措置セラレ差支ナク自動車附屬器具ハ福田官補ニ托送ス
大臣へ轉電セリ

よるおたはせ

S. 1.1.1.0-49

406

S. 1.1.1.0-49

405

0007

REEL No. A-0251

秘

電信寫

昭和13 一三六五六
伯林 五月十五日後發
本省 十六日前着
歐、亞
廣田外務大臣
東郷大使

第二六二號ノ一

十四日「ワイツゼツカ」外務次官ノ來メニ依リ往訪シタル處「リ」
外相ノ命ニ依ルニ以テ支那事變ニ依ル獨逸側ノ損害ニ付東京ニ於
テ獨逸大使館ト外務省トノ間ニ交渉ヲ重ネタルモノ一尙進展セサルニ
付貴大使ヨリモ右展開方ニ付盡力ヲ得度キ次第ナリトテ要領別電ノ
通り述ヘタルニ付本使ハ右交渉ニ付テハ何等通報ニ接シ居ラサルモ
一、二質問ヲ試ムヘシトテ貴官ノ御話中ニハ戰爭行動ト察スルモノ
ツアル處後者ノ如キハ日本軍ニ付テハ考ヘ得ラレサル所ナルモ萬一

其ノ事實アリタリトセハ日本政府ハ好意的考慮ヲ加フヘキ筋合ナル
處前者ニ付テハ日本政府ハ支那事變ノ發生ハ日本側ノ責任ニアラス
シテ支那側ノ責任ニ依ルモノナリトノ見解ヲ固持スル次第ナルカ貴
方ノ所謂戰爭行動トハ如何ナル意ナリヤ(續ク)

S 1.1.1.0-49

408

S 1.1.1.0-49

407

0008

記帳

REEL No. A-0251

アジア歴史資料センター

秘

昭和13 一三六六〇 (暗)

柏林 五月十五日發
本省 十六日前着

歐、亞

廣田外務大臣

東郷大使

第二六二號ノ二

又貴方ノ所謂日本政府ハ英米政府ノ各種損害賠償請求ニ應シタリト
ハ何ヲ意味スルヤト問ヒタル處「ワ」次官ハ「シユミィデン」東方
部長ヲ呼寄セタルカ「シユ」ハ東京政府ハ貴大使ノ所言ト同様ノ主
張ヲ繰返サレ居ルモ宣戰ノ布告アリタル次第ニアラサルニ付交戦國
ノ權利ヲ認メ難ク茲ニ所謂戰爭行動トハ單ニ軍事の行動ヲ意味ス尙
英米側要求ノ例トシテハ獨逸側ニハ不明ナルモ「バネー」號。「レ
ディーバード」號及在南京米國大使館員ニ對スル損害賠償ノ如キモ

電信寫

ノアルヲ承知シ居レリト述ヘタルニ付本使ヨリ右在南京米國大使館
員ノ損害云々ハ何等承知シ居ラサル處在南京獨逸大使館員ノ損害ト
ハ如何ナル程度ナリヤト問ヒタル處僅少ナリト答タリ更ニ本使ヨリ
「バネー」號。「レディーバード」號事件ハ貴方モ御承知ノ答ナル
カ英米側トノ間ニ國交上面倒アリタルニ付日本政府ハ政治的見地ヨ
リ賠償セルモノト承知シ居リ(續ク)

記
済

0009

409

S 1.1.1.0-49

410

S 1.1.1.0-49

秘

昭和13 一三六六一 (暗) 伯林 五月十五日發 歐亞

本省 十六日前着

廣田外務大臣

京郷大使

第二六二號ノ三

右ハ何レモ特別ノ「ケイス」ナリ然ルニ萬々一ニモ獨逸側ノ一般的
損害賠償要求ニ從フトセハ他國ニ例ヲ開ク譯ニテ日本政府ノ立場ヲ
困難ナラシムルモノナルニ付其ノ間割然タル區別ヲ爲スノ要アリト
述ヘタル處「ワ」次官ハ獨逸側ニ於テハ支那事變ニ伴ヒ被害者側ノ
苦情多シトスル獨逸政府ノ苦衷ヲ訴フルト共ニ日獨友好關係ニ鑑ミ特
ニ何等カノ考慮ヲ加ヘラレ度シトノ旨繰返スト共ニ結局責任ニ關ス
ル法理問題ハ留保セラレ差支ナキモ切メテ被害者ニ對スル見舞金(

電信寫

「シユ」部長ハ少額ニテハ好マシカラスト言ヲ挾メリニテモ可ナ
ルニ付日本政府ノ好意的考慮ヲ希望スル旨述ヘタリ
就テハ獨逸側ノ所謂在南京米國大使館員ノ損害又ハ其ノ他ノ國ニ對
スル取扱振及今次事變ニ付賠償又ハ見舞金ノ例アリトセハ其ノ事情
ト併セ本件ニ對スル貴方意嚮御電示アリタシ(了)

2月21日
L+場 588号

記録簿

0010

411

S 1.1.1.0-49

412

S 1.1.1.0-49

秘

電信寫

昭和13 一三六五九 (暗) 伯林 五月十五日發
本省 十六日前着 歐、亞
廣田外務大臣 東郷大使

第二六三號 (別電)

支那事變ニ於テ日本側ノ戦争行動 (Krieg Shandlungen) 及掠奪

(Plunderungen) ニ依リ獨逸人ノ健康及財産ニ對スル損害アリタル

コト明瞭ナル處今日迄ニ明確トナレル損害額左ノ如シ

① 上海 Hungjao 路ニ於ケル獨逸人財産ノ被擧ニ依ル損害額約六萬支

那弗

② 吳淞ニ於テ日本陸軍ノ破壊行爲及掠奪ニ依ル同地トクテ大學獨

逸人教師ノ所有品ニ對スル損害約十二萬支那弗

Tung-chi

右ノ外上海東部地域ニ於ケル日本軍ノ遮斷措置及軍事行動ニ依
ル獨逸商ノ商品並ニ獨逸人財産及健康ニ對スル損害ハ評價確定
スルニ至ラス

③ 南京ニ於ケル損害

日本陸軍ノ破壊行爲及掠奪ニ依ル獨逸人ノ家屋及財産ニ對スル

損害約二十五萬乃至三十萬支那弗右ハ在南京獨逸大使館員ノ被

害ヲモ含ム

前掲獨逸側ノ損害賠償問題ハ未解決ナルニ反シ日本政府ハ米國及英
國兩政府ノ各種損害賠償要求ニ對シテハ既ニ之ヲ應諾セラレタリ

(丁)

S 1.1.1.0 -49

414

S 1.1.1.0 -49

413

0011

電信案

外務省

問題ハ既ニ解決済ノ事ト存スルモ右解決振
折返シ
リ御回電アリタシ

(知在独大使電ヲ二三三ノ一ニシテ一カモアリ)

(原議用紙乙)

S 1.1.1.0-49

416

0013

第一課長
東洋局

(分類)

電信案	電送第	13011	號	主 管 郵 局 長	電 信 課 發 電 係		
	昭和	5	月			9	日
外務省	件	在南京獨逸大使館 ニ關係被害賠償問題 ニ關スル件		宛	日高總領事		
	第	七六六號		發	廣田大臣		
	名件録記			昭 和	年	月	日 起 草

電信案

外務省

貴電第五七八號ニ関シ

(大使館員ニ書シテ)

在南京獨逸大使館

關係被害賠償問題

被害賠償

S 1.1.1.0-49

415

19 53

記帳簿

0012

東亞局

(分類)

電 信 案	南京(轉電)アリケン	南京(轉電)アリケン	南京(轉電)アリケン	在 独 大 使 館 本 大 臣 宛 電 報 亦 ニ ス ニ 号	暗 號	電 送 第 13016 號	管 主
					昭和十三年五月十九日發	歐亞局長	
外 務 省	第 七 六 八 號	宛	在 上 海	發	名 件 錄 記	轉 電 一 件 独 使 館	任 主
		廣 田 大 臣	廣 田 大 臣		發 電 係		

19 69

0014

S 1.1.1.0-49

417

記帳済

東亞局

(分類)

電 信 案	南京(轉電)アリケン	南京(轉電)アリケン	南京(轉電)アリケン	在 独 大 使 館 本 大 臣 宛 電 報 亦 ニ ス ニ 号	暗 號	電 送 第 13019 號	管 主
					昭和十三年五月十九日發	歐亞局長	
外 務 省	第 七 六 八 號	宛	在 上 海	發	名 件 錄 記	轉 電 一 件 独 使 館	任 主
		廣 田 大 臣	廣 田 大 臣		發 電 係		

19 70

0015

S 1.1.1.0-49

418

記帳済

REEL No. A-0251

アジア歴史資料センター

秘

電信寫

昭和13 一四五〇六 暗

上海 五月廿四日 後發

本省 廿四日夜着

亞。歐

廣田外務大臣

日高總領事

第一六二七號

貴電第七六六號ニ關シ（在南京獨逸大使館關係被害賠償問題ニ關スル件）

爲念南京ニ事情照會シタル處別電第一六二八號ノ通り同電アリタルニ付委細右ニテ御承知相成度シ尙當方トシテハ先方カ自動車ヲ受取リタル以上必スシモ領收證ヲ要セサル次第ナルモ「ロ」ノ態度ハ皇軍ヲ侮辱スルモノナルニ付右第一六二八號南京ヨリノ申越ニ對シ同答ヲ差控ヘ居ル次第ナリ英米側ノ補償問題解決シ獨個ノミ未解決ナ

ルハ面白カラサルモ「ロ」ノ態度改マラサル限り補償問題解決ハ困難ナルニ付右ニ御了知相成度シ

尙約一箇月前岡崎ヨリ當地「フイツシャー」總領事ニ對シ率直ニ從來ノ経緯ヲ説明シ我方カ「ロ」ノ態度ヲ心快トシ居ラス商會名問題ヲ「ドロツブ」セサル限り補償問題モ解決シ雖キ旨說得シタルニ「フ」ハ「ロ」ヨリ未タ報告ヲ受ケ居ラサルニ付實狀ヲ照會スヘク又岡崎ノ話ハ獨大使ニ申送り何分ノ指揮ヲ請フコトトスヘシト述ヘタルカ未タ其ノ後ノ模様ヲ通報シ來ラサルヲ以テ貴電申越ヲ機會ニ更ニ先方ノ態度ヲ確ムルコトトスヘシ（了）

0016

S 1.1.1.0-49

420

S 1.1.1.0-49

419

秘

昭和13 一四五〇一

上海 五月廿四日 夜着

日高總領事

廣田外務大臣

第一六二八號

南京發本官宛電報

第三四二號

貴電第二七二號ニ付シ

本年一月獨逸大使館「ローゼン」書記官來寧ノ折返方ヨリ「ロ」及
獨逸大使館ニ對シ現物補償トシテ自動車（「ビュイク」及「フォ
ード」）ヲ交付シタル處（往電第二六號參照）我方トシテハ整理ノ
都合モアルニ付右二臺ノ受取ヲ請求シタルニ「ロ」ハ本件自動車モ

電信寫

日本兵ノ徵發品ナルニ於テハ他日所有主ヨリ返還ヲ要求セララルル領
アルニ付先ツ賣買證憑ヲ得度キ旨申出テタリ（往電第四九號參照）
我方ハ勿論斯カル惧ナキ旨ヲ認シ右證憑ノ提出ヲ拒否セリ
他方獨逸大使館關係被害補償問題ニ關シテハ英米大使館關係被害補
償ト同時ニ解決致度キ方針ノ下ニ準備ヲ爲シタル處（往電第一四四
號參照）前項「ロ」ノ態度ニ鑑ミ先右自動車ニ對スル受取ヲ取付ケ
タル後本件補償問題ヲ解決スヘシト爲シ種々「ロ」ノ説得方ニ努メ
タルモ「ロ」ハ依然トシテ反省ノ色ヲ示サス從テ本件補償問題モ未
解決ノ儘放置スルノ已ムナキニ至レリ
然ル處英米大使館關係被害補償問題ノ既ニ解決ヲ見タル今日獨逸大
使館關係ノミ問題ヲ未解決ノ儘放置スルハ日獨關係ノ大局ニ鑑ミ如

S 1.1.1.0-49

422

S 1.1.1.0-49

421

0017

秘

電信寫

何カトモ思考セラルルニ付種々「ロ」ヲ説得シタル處最近「ロ」モ
 稍々軟化シ單ニ日本側ニテ右自動車ヲ購入シタル商會名ヲ知レハ足
 レリト爲スニ至リタルヲ以テ此邊ニテ自動車ノ受取問題ヲ解決シ併
 セテ大使館關係被害補償問題ヲ一舉ニ解決ヲ圖ラントシ過般岡崎總
 領事ニ對シ半公信ヲ以テ右自動車購入先商會名取調方依頼シタル處
 未タ回報ニ接セス從テ大使館關係被害補償問題モ解決シ得サル次第ナ
 リ

(了)

0018

S 1.1.1.0-49

423

REEL No. A-0251

(分類)

電 信 案	上海發本大臣宛電報第一六二八号	電送第	13894	號	管主	陸軍省
		略平	昭和十三年五月二十八日	時55分	主任	陸軍省
外 務 省	左轉電	件	在南京独逸大使館被害賠償二南の件	宛	東郷大使	發
		名件録記		發	廣田大臣	
		第一七四號			昭和十三年五月廿二日起	

電信課長
電信課發電係

記帳済

0020

S 1.1.1.0-49 425

(分類)

電 信 案	上海發本大臣宛電報第一六二七号	電送第	13895	號	管主	陸軍省
		略平	昭和十三年五月二十八日	時55分	主任	陸軍省
外 務 省	左轉電	件	在南京独逸大使館被害賠償二南の件	宛	東郷大使	發
		名件録記		發	廣田大臣	
		第一七三號			昭和十三年五月廿二日起	

電信課長
電信課發電係

記帳済

0019

S 1.1.1.0-49 424

次官

東亞局長
第一課長

河原田へ
(分類)

電	信	案
外	務	省
發生以來第三國ノ兵ノ被害竝ニ正定ニ於ケル「カソリック」宣教師 シテ「レデイバード」號及英商船ノ物的損害ノミ未解決ニ又事變 ニ伊國新聞記者遭難死亡ニ對シテハ賠償ノ要求ニ應ジ既ニ解決濟ニ 京爆撃ノ際發生セル英米ノ艦船ニ關スル損害及兩國大使館ノ損害竝 求ニ應ズルヲ妨ゲズトノ方針ニテ措置シ來レリ、從テ客年十二月南 ヲ必要若ハ有利ト認メラルル事件ニ付テハ右一般原則ヲ離レ賠償要 ズトノ建前ヲトリ但我方ニ明白ナル過失アリ且國際關係上至急解決 求ニ應ズルヲ妨ゲズトノ方針ニテ措置シ來レリ、從テ客年十二月南		

S 1.1 1.0 -49

427

0022

(原議用紙乙)

電	信	案
外	務	省
貴電第二六二號ニ關シ 今次事變ニ依ル第三國側ヨリノ損害賠償要求ニ對シテハ、帝國軍ノ 行動ハ自衛措置ナルヲ以テ帝國政府ニ於テ賠償ノ責ヲ負フ限りニ非	電送第 13869 13870 號 昭和十三年五月二十八日午後七時十分發 宛 東郷大使 在 狹 件 獨逸人ノ被害賠償ニ關スル件 第 一七五 號 名 件 錄 記 極 秘	管 主 任 主 發 電 係 發 庫 日 恒 外 務 大 臣 昭和十三年五月廿七日 28 29

S 1.1 1.0 -49

426

0021

記帳済

電 信 案

トシテ適當ト認ムル金額ヲ贈與シ其ノ被害ヲ幾分ニテモ緩和セシメ

害事事情諒トスベキモノニ限り好意的考慮ヲ加ヘ恩惠的例外ノ措置

ニ必要ナル豫算成立シテ奉査ヲ開始シ得ル時期ニ至リテハ第三國人被

害者トシテ

尙將來第三國人ノ被害ニ對シテ關係各國ノ賠償要求出揃ヒ且賠償

發本大臣宛第一六二七號並ニ第一六二八號參照)

リシ也、現地獨逸側ノ頑迷ナル態度ノタメ未ダ解決シ居ラズ(上海

ニ對シテハ現地ニ於テ、英米ニ對スルト同時ニ補償解決スル意向ナ

(原議用紙乙)

S 1.1.1.0-49

429

0024

電 信 案

直ニ之ニ應ズルコト不可能ナル次第ナリ尙在南京獨逸大使館ノ損害

へ度キモ一般的損害賠償要求ニ對シテハ、他國ニ對スルト同様今日

承リタル所ニシテ、日獨國交上ヨリモ出來得ル限り好意的考量ヲ加

獨逸側ノ損害ニ關シテハ在京獨逸大使館ヨリ屢次賠償要求ヲナシ來

ズル事ナク前記方針ヲ持シ來レリ

モ一般第三國人ノ蒙リタル被害賠償要求ニ對シテハ今日直ニ之ニ應

殺害事件ニ對シテハ現地ニ於テ賠償又ハ見舞金ヲ仕拂ヒ解決シタル

(原議用紙乙)

S 1.1.1.0-49

428

0023

秘

昭和13 一五八二三 (暗)

柏林 六月三日發
本道 四日後着

歐 亞

記帳所

0026

宇垣外務大臣

第三〇〇號

貴電第一七四號及第一七五號ニ關シ(在南京獨大使館被害賠償ニ關スル件)

一日柳井ヲシテ「シユミ」デン「東方部長ヲ往訪セシメ右貴電ノ趣旨ヲ體シテ寫ト説明セシメタルニ「シユ」ハ獨逸側トシテ重キヲ置クハ在支獨逸大使館ノ損害ヨリモ寧ロ在支獨逸人ノ復リタル一般損害ノ問題ナル處例ヘハ在上海獨逸人醫師「ビルト」カ日本兵ニ毆打セラレタル事件(貴電第六〇號)ノ如キハ既ニ日本側ニ於テ遺憾ノ意

上海系 一九三七年

電信寫

德永

ヲ表セラレタル事件ニシテ日本側ニ過失アルコト明確ナルノミナラス日獨關係ニ類ミルモ風ニ損害賠償アルヘキモノト認メラルルニモ拘ラズ南京ニ於ケル伊國新聞記者遭難事件若クハ正定ニ於ケル宣教師遭難事件ノ賠償ヨリ後廻シトナリタルハ其ノ意ヲ得ス至急好意的御返覆ヲ待タント述ヘ居タル趣ナリ

尚世ノ案「シユ」部長ハ南京及上海ニ於ケル獨逸人財產掠奪事件(1937年)

「シユ」ニ在リシ獨逸教授ノ住宅及虹口ニ在リシ獨逸商人倉庫)ノ例ヲ以テ日本側ニ於テ是等掠奪事件ニ付何等意思表示ヲセラレサルハ遺憾ナリ殊ニ南京ノ掠奪事件ハ今日ニテハ世界公知ノ事實ナリト言ヘルニ付柳井ヨリ右ノ所謂掠奪行為カ支那兵ニアラスシテ日本兵ナリトノ點ニ付貴方トシテ確信ヲ有セラルルヤト反問セルニ「シユ」ハ

S 1.1.1.0-49

432

S 1.1.1.0-49

431

秘

電信寫

詳細ハ知ラサルモ現地獨逸公館ヨリノ報告ニハ右様記載シアリト
ハタルニ依リ御井ヨリ「ローゼン」ノ非協調的態度ヲ評述シ獨逸
現地官憲中斷ノ如キ態度ノ者アルハ問題ノ處理上大イニ支障アル旨
強ク注意ヲ喚起シ置キタル趣ナリ(了)

S 1.1.1.0-49

433

0027

REEL No. A-0251

アジア歴史資料センター

15989

(轉發場合、總番号附記あり)

(分類)

電 信 案	上海宛本大臣宛電報第一七八八號	暗	電送第	15170	號	主 管 歐 亞 局	電信課發電係
		件	宛	在南京獨逸大使館員	東郷大使		
外 務 省	轉電	第二〇〇號	發	宇垣大臣	昭和三十二年六月十日	記 帳 済	

電信課長

10 39

S 1.1.1.0-49

435

0029

REEL No. A-0251

秘

印

電信寫

手記
秘
0030

昭和13 一七五六二 暗

南京 六月廿日後發
本省 廿日後發

亞、歐

字垣外務大臣

花輪總領事

第一七七號

本官發上海宛電報第三四二號ニ關シ

一、其ノ後軍側ト協議ノ上「ローゼン」ニ於テ自動車買入先通報ノ要
求ヲ「ドロツブ」スルニ於テハ大使館關係見舞金モ支拂ヒ又自動
車賣却ノ爲必要アルニ於テハ買入先通報スルモ差支ナシト「ラ
イン」ニ依リ「ロ」ニ交渉セル處「ロ」モ右ニ依ル解決ニ異議ナ
ク二日從來ノ主張ヲ「ドロツブ」シ本官宛問題ノ自動車二臺ヲ受
領セル旨通報シ來リ更ニ四日附ヲ以テ將來自動車賣却ノ場合ノ便

ニ供スル爲買入先ノ通報方申出テ來リタルニ付本官十八日「ロ」
ヲ往訪シ當方ニ於テハ見舞金支拂ノ用意アル旨ヲ述ヘタル處他ノ
者ハ兎ニ角「シャ」フエンベルグ」書記生ノ分ハ多額ニモアリ又
同書記生ハ近ク歸國シ隱退スルコトナリ居ル事情ニモアリ暴落
セル支那貨幣ニテハ氣ノ毒ニ付日本金ニテ支拂ヒ呉レマシキヤト
述ヘタルニ付本件ハ支那弗ニテ支拂請求セラレ居リ弗ノ暴落ノ爲
氣ノ毒ニモアレトモ日本貨ニテ支拂フ能ハサル次第ヲ詳細説明シ
タルモ「ロ」ハ實ハ本件ノミナラス一般獨逸人ニ對スル補償金ノ
問題ニ付四月末本國政府ヨリ在日獨大使ニ對シ弗貨暴落ニ關シ日
本側ニ交渉スヘキ旨訓令アリ從テ損害當時ノ弗ノ價值ニテ支拂ヲ
受ケ度キモ便宜止日本貨幣ニテモ可ナリト主張シ本官ヨリ日本ニ

S 1.1.1.0-49

437

S 1.1.1.0-49

436

REEL No. A-0251

秘

電信寫

交渉スルモ支那貨ニテ支拂ヲ要求セラレタルモノヲ日本貨ニテ支拂フ理由ナキニ付結局延引スレハ延引スル程貴方ノ損トナルヘシト百方説得ニ努メタルモ聞入レス本官ヨリ更ニ熟考ノ上後刻回答アリ度キ旨述ヘ其ノ儘物別レトナリタリ尤モ自動車問題ハ遠ニ解決スルノ要アルニ付其ノ際口頭ニテ買入先ヲ通報シ置キタリ

ニ同夜本官主催ノ「ロ」送別會席上「ロ」ハ最近歸朝ヲ命セラレ廿二日離寧スルコトトナリ居レリ「ロ」ヨリ本件ハ「シヤ」トモ相談ノ結果主義上ノ問題モアリ大使ニ請訓スルコトトナリタル旨確答アリ結局右大使ヨリノ回訓ヲ待チ解決スルコトトナリタリ

右ノ次第ハ派遣軍參謀副長ニモ通報シ置ケリ

上海へ電報セリ

0031

S 1.1 1.0 -49

438

REEL No. A-0251

アジア歴史資料センター

秘

昭和13 一七六八五 略

南京 六月廿一日後發
本省 廿一日後着

亞、歐

記

宇垣外務大臣

花輪總領事

第一七八號

當地獨逸大使館「シャーフエンベルグ」書記生ハ昨十九日午後十一時死去セリ

「ロイゼン」書記官ノ語ル所ニ依レハ十八日夜當館ニ於テ近ク離寧ノ「ロ」ノ送別ノ爲催セル晚宴會ヨリ歸リテ間モナク發病セル趣ニテ「ロ」ハ食中ニアラスヤト疑ヒ居ルモ本官始メ同夜晚宴ヲ共ニセル者ニ何等ノ異狀ナキヲ以テ食中ニモアラサルヘク同夜「シャ」ハ頗ル上機嫌ニ食後「ウイスキー」ヲ相當飲ミ居リ六十四歳ノ老年ニ

電信寫

テ心臓麻痺ヲ起セルニアラスヤト思考セラル爲念當地鼓樓病院ニテ解剖ニ附セルモ死因判明セサル趣ナリ尙二十日本官「ロイゼン」往訪見舞ヲ述フルト共ニ二十一日ノ告別式ニ花環ヲ供フルントニ取計ヒ置キタリ
上海へ電報セリ

0032

439

S 1.1.1.0-49

440

S 1.1.1.0-49